

組織・機構等の改正について

<附属機関>

愛知県がん登録情報利用等審議会（仮称）の設置について

※法令必置機関

- がん登録等の推進に関する法律の制定に伴い、法令必置の附属機関として、県がん情報を自ら利用し、又は市町村等に提供するとき等に、あらかじめ意見を聴くため、「愛知県がん登録情報利用等審議会（仮称）」を設置する。

◆愛知県がん登録情報利用等審議会（仮称）の概要◆

| | |
|-------|---|
| 設置根拠 | がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第18条第2項等 |
| 設置年月日 | 平成28年1月1日（法施行日） |
| 所掌事務 | 下記のとおり、知事からの諮問を受け、審議の上意見を答申する。 ①県がん情報を県自らが利用（法第18条） ②県がん情報を市町村、地方独立行政法人、研究機関等に提供（法第19条、第21条） ③県がんデータベースを整備・対象情報を拡大（法第22条） ④県がんデータベースの情報を匿名化（法第22条） ⑤知事の権限及び事務を委任（「がん医療等に科学的知見を有する者」を指定）（法第24条、政令第8条） |
| 構成員 | 定員：6名（予定） 構成員：がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者から選任（法第18条） |

※「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号。平成28年1月1日施行）

・・・国ががんの罹患、診療等に関する情報をデータベースに記録・保存する「全国がん登録」の実施及びこれに係る情報の利用・提供、保護等について定めるもの

「県がん情報」・・・国が記録・保存するがん患者に関する情報のうち、県が県内の病院等から届出を受け国に提出した情報及び他県の病院等が他県に届出した本県在住の者の情報

「県がんデータベース」・・・県が県がん情報等を記録し、保存するもの